

平成 2 9 年

上尾市教育委員会 1 月定例会 議案

議 案 名

議案第 1 号	行政文書非公開決定処分に係る不服申立て事案の決定 について-----	1
議案第 2 号	上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の 制定について-----	5
議案第 3 号	上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する 規則の制定について-----	6
議案第 4 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する 規程の一部を改正する訓令の制定について-----	20

議案第 1 号

行政文書非公開決定処分に係る不服申立て事案の決定について

平成 28 年 5 月 16 日付け提起された行政文書の公開請求に対する決定についての不服申立て（以下「本件不服申立て」という。）に対して、下記のとおり決定する。

平成 29 年 1 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

- 1 決定内容 本件不服申立てを棄却する。
- 2 理 由 別紙「決定書」の「第 2 当庁の判断」のとおり。
- 3 その他 当該不服申立人には、別紙「決定書」により通知する。

提案理由

本件不服申立てについて、当該行政文書の公開請求に係る処分の不服申立ての棄却を決定したいので、この案を提出する。

決 定 書

不服申立人 住 所 ██████████
氏 名 ██████████

不服申立人が平成28年5月16日付け提起した行政文書の公開請求に対する決定についての不服申立て（以下「本件不服申立て」という。）に対して、次のとおり決定する。

主 文

本件不服申立てを棄却する。

第1 不服申立ての趣旨及び理由

1 不服申立ての趣旨

本件不服申立ての趣旨は、原処分を取り消し、岡野前教育長が「あえて秘密会うんぬんということはございません」と市議会で答弁している根拠となる文書、メモ、記録等及び「平成25年上尾市教育委員会1月定例会会議録（以下「1月定例会会議録」という。）」がホームページ上で公開されていないばかりか、上尾市の情報公開コーナーに紙ベースの会議録が置かれていない理由が判別できる文書、メモ、記録等の公開を求めるといふものである。

2 不服申立ての理由

不服申立人が平成28年3月10日付けで行った情報公開請求については、市の教育長という公職にあった岡野前教育長の市議会答弁と実態との間に著しいかい離があり、3年4か月経過した現在でさえ、ホームページの1月定例会会議録の中の「平成25年度教育課程について」、すなわち夏休み短縮問題については会議録が公開されていない状況である。情報公開請求しなければ情報が出ないというのでは、公開され

ているとは言えない。

不服申立人としては、このような姿勢は到底納得できるものではなく、岡野前教育長が「秘密会ではない」と明言しているのには、それなりの根拠があるはずであることから、不服申立てするものであり、実施機関におかれては、条例に掲げられている基本的な趣旨を今一度想起し、再度当該文書、記録、メモ等を示す努力をしていただきたいと考える。

第2 当庁の判断

1 判断

- (1) 平成25年9月市議会にて、岡野前教育長が「あえて秘密会うんぬんということはありません」と市議会で答弁している根拠となる文書、メモ、記録等について

1回目の質問及び再質問に対する答弁書は、担当部署職員と秋山もえ議員との間で行われた調整を経て作成されたが、再々質問については、事前の調整段階では想定されておらず、岡野前教育長の再々質問に対する答弁については、事前に作成された答弁書に依ることなく、岡野前教育長が発言したものであり、答弁書は存在しない。

したがって、何かの文書やメモ等に基づいて答弁したものではなく、また、根拠となる文書を特定することはできず、答弁の根拠となる文書等は存在しない。

以上のことから、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しないとした決定は妥当であると判断する。

- (2) 1月定例会会議録がホームページ上で公開されていない理由が判別できる文書等について

公表に当たり規程等の定めはなく、1月定例会会議録の一部を非公開として掲載し、現在においても当該非公開部分が非公開のままとなっている理由については、ホームページへの掲載に係る決裁文書が保存年限1年であるため存在せず、判別ができない。

したがって、1月定例会会議録がホームページ上で公開されていない

理由が判別できる文書、メモ、記録等について、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しないとした決定は妥当であると判断する。

- (3) 上尾市の情報公開コーナーに紙ベースの教育委員会会議録を置いていない理由が判別できる文書等について

現行の地教行法においては、教育長にはホームページ等を活用して、教育委員会会議の議事録の公表に努めることが義務とされており、公表の手段の1つとして、情報公開コーナーにおける教育委員会会議録の開架が考えられるが、平成26年の地教行法の改正前において、教育委員会会議録を情報公開コーナーに備え付けなければならない規程等はない。

したがって、上尾市の情報公開コーナーに紙ベースの教育委員会会議録が置かれていない理由が判別できる文書、メモ、記録等について、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しないとした決定は妥当であると判断する。

2 結論

以上のとおりであるから、主文のとおり決定する。

平成29年 月 日

上尾市教育委員会

教示 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

議案第 2 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 1 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「及び介護休暇（この条）」を「、介護休暇（以下この
条）」に、「の承認」を「及び介護時間の承認」に改め、同条第 2 項中「病気
休暇等」の次に「及び介護時間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 31 年埼玉県条例第 3
9 号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和 44 年埼玉県
教育委員会規則第 14 号）の一部改正に伴い、上尾市立小・中学校管理規
則の一部を改正したいので、この案を提出する。

議案第 3 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 1 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条に次の 1 項を加える。

10 職員が、条例第 17 条の 2 に規定する介護時間を受けようとするときは、第 3 号様式の 3 による介護時間簿をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。

第 17 条の 4 第 2 項中「含む。」の次に「以下この項及び次項において同じ。」を、「同条第 4 項」の次に「（同条第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第 17 条の 5 第 1 項第 2 号中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「前条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、同項第 2 号中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第 3 項を削る。

第 3 号様式の 2 を次のように改める。

氏名		学校名		職名		氏名	
続柄		続柄		続柄		続柄	
同居・別居の別		同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>		同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>		同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	
要介護者に 関する事項		介護が必要となった時期		介護が必要となった時期		介護が必要となった時期	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
備考		備考		備考		備考	
指定期間の申出・指定							
第1回		第2回		第3回		第3回	
申出の期間	本人印	校長	通算期間	申出日	本人印	校長	通算期間
年 月 日から 年 月 日まで			月 日	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日 年 月 日まで
備考		備考		備考		備考	
指定期間の延長・短縮							
第1回		第2回		第3回		第3回	
延長・短縮後の 末日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間	申出日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間
(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで			年 月 日 年 月 日まで
備考		備考		備考		備考	

承認		請求		承認		本人印		介護休暇の請求・承認の期間				備考						
年	月	日	年	月	日	年	月	年	月	日	時	分	時	分	日	時	分	
・	・		・	・				年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時	分		日	時	分
・	・		・	・				年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		時	分		日	時	分

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には△印を記入すること。

介護休暇の取消し等		本人印				受 理		出 届		受 理		期 間		備 考	
年	月	日	時	分	分	日	時	分	分	日	時	分	分	日	時
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日から	時	分	分					年	月	日	時	分	
年	月	日まで	時	分	分					年	月	日	時	分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第3号様式の2の次に次の1様式を加える。

第3号様式の3（第10条関係）

介護時間簿（表面）

要介護者に 関する事項		氏名		氏名		職名		氏名	
		続柄	同居・別居の別	氏名	続柄	氏名	職名	氏名	
要介護者の状態及び具体的な介護の内容		同居 □ 別居 □		同居 □ 別居 □		氏名		氏名	
介護が必要となった時期		年 月 日		年 月 日		氏名		氏名	
連続する3年の期間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		氏名		氏名	
承認 年月日	請求 年月日	承認		本人印		休 暇 の 期 間		備 考	
		校長	印	年 月 日	年 月 日	時 分	時 分	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分
・	・					年 月 日 から	年 月 日 まで	時 分	時 分

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には△印を記入すること。

(裏面)

受 理 年 月 日	届 出 年 月 日	受 理			本 人 印	休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間		備 考
		校 長				年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日	時 分 時 分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第 7 号様式の 2 及び第 7 号様式の 3 を次のように改める。

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....
職 名.....
氏 名.....㊦

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に出生休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する口には \surd 印を記入すること。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....

職 名.....

氏 名.....^印

次のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。
育児短時間勤務の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 （育児休業法第10条第1項 の勤務の形態） <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	
	勤務の日及び時間帯	月（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 金（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ）
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

- (注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する口には \surd 印を記入すること。

第7号様式の7及び第7号様式の8を次のように改める。

第7号様式の7（第17条の4関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書			
校長 様		年 月 日	
		学校名 職 名	氏 名 ㊟
次のとおり	<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため [<input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 勤務時間条例 <input type="checkbox"/> 第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 第9条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）]	の制限を請求します。
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生（ <input type="checkbox"/> 出産予定日）	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
	子の委託等が開始された日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	[<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育ができる。）。]	<input type="checkbox"/> 無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()
	時間外勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)
備考 1について (1)「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、「出産予定日」の <input type="checkbox"/> に \blacktriangleright 印を記入すること。 (2)「養子縁組の効力が生じた日」及び「子の委託等が開始された日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2について (1)この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 (2)「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。			

第7号様式の8（第17条の5関係）

育児又は介護の状況変更届	
年 月 日	
校長 様	
学校名	職名
氏 名 ㊦	
私は、下記のとおり <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。	
1 届出の事由	
(1) 養育の状況の変更	
<input type="checkbox"/> 子が死亡した。	
<input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった。	
[<input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消 <input type="checkbox"/> 家事審判事件の終了]	
[<input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除]	
<input type="checkbox"/> 同居しなくなった。	
<input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。	
(2) 介護の状況の変更	
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した。	
<input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した。	
(消滅の理由：)	
<input type="checkbox"/> 同居しなくなった。	
2 届出の事実が発生した日	
年 月 日	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3号様式の2、第7号様式の2、第7号様式の3、第7号様式の7及び第7号様式の8による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

提案理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和31年埼玉県条例第39号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和44年埼玉県教育委員会規則第14号）の一部改正に伴い、上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正したいので、この案を提出する。

議案第 4 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 1 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 15 の項を次のように改める。

15	その他の事項	所属物品の一時貸出しをすること。					○
----	--------	------------------	--	--	--	--	---

別表第 2 学校教育部学務課の表 2 の項第 5 号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 31 年埼玉県条例第 39 号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和 44 年埼玉県教育委員会規則第 14 号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出する。